

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業の
事業化計画策定事業）実施要領

第1 交付の対象となる事業の要件

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業（地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第1404013号）第4条第1項第6号アに規定する事業であって、次の各号に該当するものであること。

- (1) 地方公共団体や民間事業者等が地熱・地中熱又は温泉付随ガスを利用した事業の事業化を前提とした計画策定を行うものであること。
- (2) 環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する取組であって、事前調査、基本設計、事業性評価等の事業化に向けた具体的な検討を行うものであること。
- (3) 補助事業の実施により策定される計画の実施が合理的に見込まれること。

第2 交付の対象となる調査等の範囲

交付の対象となる調査等の範囲は、次のとおりである。

1. 地熱を利用した発電に関する計画策定

- (1) 基本設計調査
- (2) 発電量算定
- (3) 事業性の評価に関する調査
- (4) 資金調達方法の検討
- (5) 地域の合意形成に資する検討
- (6) 事業実施主体、実施体制に関する検討
- (7) その他、本計画の策定に必要な調査又は検討等

2. 地熱を利用した熱利用に関する計画策定

- (1) 基本設計調査
- (2) 熱需要調査
- (3) 事業性の評価に関する調査
- (4) 資金調達方法の検討
- (5) 事業実施主体、実施体制に関する検討
- (6) その他、本計画の策定に必要な調査又は検討等

3. 地中熱を利用した熱利用に関する計画

- (1) 基本設計調査
- (2) 熱需要調査
- (3) 事業性の評価に関する調査
- (4) 資金調達方法の検討
- (5) 事業の実施主体、実施体制に関する検討
- (6) その他、本計画の策定に必要な調査又は検討等

4. 温泉付随ガスを利用した事業に関する計画策定

- (1) 基本設計調査
- (2) 発電量算定又は熱需要調査

- (3) 事業性の評価に関する調査
- (4) 資金調達方法の検討
- (5) 事業実施主体、実施体制に関する検討
- (6) その他、本計画の策定に必要な調査又は検討等

第3 二酸化炭素削減量の把握等

補助事業の実施により策定した事業化計画（以下単に「事業化計画」という。）に基づくそれぞれの設備について、その導入前は事業化により見込まれる二酸化炭素削減量を、その導入後は稼働した実績による二酸化炭素削減量を算定すること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

第4 事業化計画書の提出

以下により事業化計画書を提出すること。

(1) 事業化計画書の記入事項

- ア 調査又は検討結果
- イ 事業化により見込まれる二酸化炭素削減量及びその算定方法
- ウ 事業採算性又は光熱費等削減の評価
- エ 事業化までのスケジュール
- オ その他事業化に必要な事項

(2) 事業化計画書の提出時期

事業実施者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業化計画書を提出することとする。

第5 事業報告書の提出

以下により事業報告書を提出すること。

(1) 事業報告書の記入事項

ア 事業化計画の活用状況

本報告の対象とする年度における事業化計画の活用状況を記入すること。

イ 二酸化炭素の削減量

(ア) 削減量

本報告の対象とする年度において、事業化計画に基づくそれぞれの設備のうち導入前のものは事業化により見込まれる二酸化炭素の削減量を、導入後のものは稼働した実績による二酸化炭素の削減量を、算定方法及び算定根拠と共に記入すること。なお、導入後の設備の二酸化炭素削減量を算定した場合は、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付すること。

(イ) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因

(ア)の削減量が、実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記入すること（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記入を要しない。）。

ウ 今後の取組

事業化までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、有望性や課題を含めて記入すること。

(2) 事業報告書の対象期間及び提出時期

事業報告書は、事業化計画が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとする。

附 則

この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。